

令和8年3月10日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇部市議会文教民生委員会会議録

1 日 時 令和8年3月10日（火） 午前9時55分から午後1時54分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件

- (1) 議案第39号 宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- (2) 議案第26号 宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件
- (3) 議案第24号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
- (4) 議案第25号 宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件
- (5) 議案第27号 宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件
- (6) 議案第45号 宇部市介護保険条例中一部改正の件
- (7) 議案第46号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件
- (8) 報 告 (仮称)宇部市受動喫煙防止に関する条例(案)について
- (9) 報 告 宇部市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について
- (10) 議案第28号 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
- (11) 議案第29号 宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- (12) 議案第40号 工事請負契約締結の件(恩田学童保育クラブ施設新築(建築主体)工事)
- (13) 報 告 宇部市学校施設長寿命化計画改定(案)について
- (14) 報 告 宇部市業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

4 出席委員(8名)

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	五十嵐 仁 美 君	委員	笠 井 泰 孝 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	西 村 享 平 君
委員	松 岡 伸 一 君	委員	三 好 保 雄 君

5 欠席委員(1名)

委員 浅 田 徹 君

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第39号 宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

市民環境部

部 長	床 本 晋 二 君	次 長	上 田 康次郎 君
次 長	民 谷 有 弘 君	市民課長	杉 山 孝 博 君

市民課副課長 北 川 美 亜 君

(2) 議案第26号 宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件

市民環境部

部 長 床 本 晋 二 君 次 長 上 田 康次郎 君
次 長 民 谷 有 弘 君 市民活動課長 小 林 圭一郎 君
市民活動課副課長 鈴 木 央 子 君

(3) 議案第24号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

観光スポーツ文化部

部 長 青 山 佳 代 君 次 長 森 本 哲 也 君
次 長 白 井 幸 雄 君 スポーツ振興課長 明 徳 義 和 君
スポーツ振興課副課長 宮 村 毅 君

(4) 議案第25号 宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件

観光スポーツ文化部

部 長 青 山 佳 代 君 次 長 森 本 哲 也 君
次 長 白 井 幸 雄 君 文化振興課長 中 祖 敏 文 君
文化振興課副課長 越 智 英 和 君

(5) 議案第27号 宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君 次 長 島 田 伸 弘 君
次 長 内 田 明 美 君 地域福祉課長 東 原 隆 君
地域福祉課副課長 川 口 修 平 君

(6) 議案第45号 宇部市介護保険条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君 次 長 島 田 伸 弘 君
次 長 内 田 明 美 君 介護保険課長 穂 積 紀 子 君
介護保険課副課長 山 本 直 樹 君

(7) 議案第46号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君 次 長 島 田 伸 弘 君
次 長 内 田 明 美 君 保険年金課長 田 中 晶 子 君
保険年金課副課長 幸 明 幸 雄 君

(8) 報 告 (仮称) 宇部市受動喫煙防止に関する条例(案)について

(9) 報 告 宇部市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君 次 長 島 田 伸 弘 君
次 長 内 田 明 美 君 健康増進課長 井 上 篤 史 君
健康増進課主幹 江 本 絹 世 君 健康増進課副課長 實 安 裕 美 君

(10) 議案第 28 号 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

(11) 議案第 29 号 宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

(12) 議案第 40 号 工事請負契約締結の件（恩田学童保育クラブ施設新築（建築主体）工事）

こども未来部

部 長 濱 田 修 二 君 次 長 上 村 圭 二 君
保育幼稚園課長 西 村 昌 隆 君 保育幼稚園課副課長 下 元 静 枝 君

(13) 報 告 宇部市学校施設長寿命化計画改定（案）について

教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君 部 長 濱 原 貴 宏 君
次 長 中 村 大 吾 君 教育施設課長 高 下 秀 秋 君
教育施設課副課長 中 村 淳 一 君

(14) 報 告 宇部市業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君 部 長 濱 原 貴 宏 君
次 長 中 村 大 吾 君 学校教育課長 叶 屋 良 太 君
学校教育課副課長 長 嶺 茂 雄 君

8 事務局職員出席者

書 記 木 村 美 紀 君

9 傍聴者

宇部日報社 1 名

午前 9 時 5 分開会

委員長（城美 暁 君） 皆様、おはようございます。若干早いですが、おそろいですので始めたいと思います。

それでは、ただいまから、文教民生委員会を開会します。

本日、浅田委員については欠席の旨、届出がありましたので報告いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 異議なしと認めまして、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在1名の申込みがありましたので、これを許可することといたします。

なお、本日の委員会に対して追加で傍聴の申込みがありましたら、随時許可しますので、あらかじめ御了承ください。

委員長（城美 暁 君） それでは初めに、議案第39号宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。それでは、議案第39号宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について御説明申し上げます。

本議案は、宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第39号宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について説明いたします。

議案集の127ページを御覧ください。

これは、令和2年から令和4年までに実施されましたマイナポイント事業の際に、新規申請された方が電子証明書の5年更新の時期を迎えることに伴い、令和8年度は電子証明書の更新等に係る事務が増加することが見込まれています。このため、市内4か所の郵便局を、特定の事務を取り扱う郵便局に指定し、事務を委託することで、市民課及び市民センターの窓口の混雑緩和を図るものです。

4か所の郵便局の根拠としましては、現在、市内27郵便局にマイナンバーカードの申請支援事務を委託しております。その実績上位3局である床波郵便局、東岐波郵便局、宇部中野郵便局、宇部市役所近隣で申請支援の実績が一定程度あります宇部郵便局を加えまして、業務の分散を図りたいと考えております。

指定する郵便局で取り扱う業務につきましては、まず電子証明書の発行、失効、次に、マイナンバーカードの券面事項の変更です。書いてある事項、振り仮名の関係がありますので、振り仮名記載の券面を変更する業務、それから3つ目が、暗証番号の再設定などでございます。

指定する期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとしておりますが、自動更新の規定を設けております。

最後に、財源は個人番号カード交付事務費補助金10分の10でございます。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 郵便局も北部とかではなくて、何か限定されている感じがするのですけれども、なぜ、4局ですか。それに至った経緯はどういうことでしょうか。

執行部 御説明させていただきます。

昨年の夏頃から郵便局と協議を繰り返し重ねまして、参考で資料をつけているのですが、現在委託していますトップ3局としました。郵便局と協議を重ねる上で、やはり費用の面、労力の面、研修などをしなければなりません。それでまず、最初はスモールスタートで4局にしましょう、それにつきましては、やはり多いところにしましょうということで郵便局と合意をしたところです。北部につきましては、また今後の検討ということになりました。

委 員（五十嵐 仁美 君） 郵便局にお願いをしなかったら、今までどおり、それぞれの地域の市民センターでやることになるため、郵便局に委託をするということですか。

執行部 現在、電子証明書の更新は、市役所本庁舎と8市民センターで行っております。それに加えて、このたび郵便局4局に電子証明書の更新時も委託しようというところでございます。

委員長（城美 暁 君） 増えるということですね。

委 員（五十嵐 仁美 君） そして、その契約は一応1年ぐらいの契約で、さらに更新もあるとのことですが、その更新があるというのはどうしてですか。この一番多い時期を超えてもさらに継続してずっとやってもらうのはどういう目的でしょうか。

執行部 お答えいたします。

参考資料で、今後の推計といえますか、このグラフのオレンジ色の部分が電子証明書更新件数で、前年同期の約2.1倍に増えるというところなののですけれども、この後もまだ続きがありまして、マイナポイント事業によってたくさんつくられたので、5年後にはその電子証明書の更新、次はまた10年後に、今度はカード本体の更新もあります。

現在、市役所本庁舎と8市民センターでやっていますが、今後の想定ではありますけれども、カードの交付などいろいろなことを郵便局に委託していきたいという意味で、自動更新というふうに考えております。

委 員（五十嵐 仁美 君） マイナンバーカードというのは個人情報です。それで、ただコンビニにいろいろな証明書などの発行をお願いしているのは、発行だけというところではそんなに問題ないかもしれないのですけれども、今回の場合には、それを直接取り扱うということで、郵便局も民営ですよ。公的なところではない。市民センターは公的なところです。やはりいろい

ろな情報が漏えいする可能性というところで、民営に頼むというのは非常に危険なことだなと感じるのですけれども、そのあたりはどのように考慮されたのでしょうか。

執行部 お答えいたします。

今、五十嵐委員がおっしゃった、民営で個人情報は大丈夫かということなのですが、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律というのが定められておりまして、その第3条第1項に、指定を受けた場合、郵便局側としましては、個人情報の適正な取扱いをするためにいろいろな措置を講じなければならないというのがあります。具体的には、個人情報を取り扱う区域の出入口管理、書類・端末の施錠、端末画面の覗き見防止などの対策をしなければならない。

あとは、やはり個人情報保護法がまた別にありますので、そこのところはしっかり郵便局と協議を進めながら、決して漏えい事故がないようにしていきたいと考えております。

委員（五十嵐 仁美 君） 宇部郵便局は、いつも窓口に行くともうすごく列ができていて、対応にとっても追われている状況で、さらにこういう仕事をまた委託されるのは本当に郵便局にとってもすごく負担になるところですけれども、そのあたりはどのように考えられたのでしょうか。

執行部 お答えします。

郵便局4局を指定するのですが、床波郵便局、東岐波郵便局、宇部中野郵便局につきましては、それは通常の窓口でやるのですけれども、今、五十嵐委員がおっしゃったとおり、宇部郵便局につきましては結構なお客さんがおられるので、ブースを別に設けて、専用の窓口で一応やることにしております。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 今、いろいろお話を聞いたところでは、やはり民営に任せる、しかも市役所の負担を減らしていくのではないけれども、市民センターのこれからの存続も関係あるのですが、そういうあたりでも、今後の市の対応の仕方というか、どんどん民営化が進んでいくのではないかとということもありまして、私は、この郵便局に頼むというのは反対です。

委員長（城美 暁 君） 今、反対討論がありましたが、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないですか。ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第39号宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、賛成の方の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 議案第26号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第26号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

本議案は、近年の社会経済環境の変化等も踏まえまして、宇部市公共施設使用料の基準に基づき、適正な受益者負担となるよう、ふれあいセンター使用料を見直すとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案第26号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集の39ページを御覧ください。

これは、ふれあいセンターの受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直しを行うとともに、その他所要の整備を行うものです。

具体的な改正内容としましては、ふれあいセンター大集会室、会議室、和室、調理室の貸館使用料を、50平方メートル未満では130円から150円に、50平方メートル以上100平方メートル未満では260円から310円に、100平方メートル以上では530円から630円にするものです。改定率は、本来の算定であれば約30％程度の増額となりますが、激変緩和措置により、一律20％の増額としております。

また、別表の備考として、本使用料は消費税法及び地方税法の規定による消費税額及び地方消費税額を含むことを明記することとしております。

施行日は、令和8年10月1日としております。

御説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 市民環境部長にちょっとお願いがあるのですが、この条例改正が挙がってきているのですけれども、あくまで宇部市の公共施設全体の使用料の見直しを執行部が進められていて、それを今回、挙げられてきているということだと思うのですが、その辺りについて、いま一度、簡単に説明いただけますか。所管ではないのかもしれませんが、背景

というか、説明をお願いしたいと思います。

執行部 このたびのふれあいセンターの使用料の改正につきましては、今、委員長がおっしゃいましたとおり、全庁を挙げて、使用料・手数料の見直しに係る検討をしているところでございます。

本件につきましては、全体の市議会議員の皆様への全員協議会が令和7年10月17日に開催されたところでございます。そこでも説明があったかと思いますが、まず、背景としましては、特定の施設や行政サービスについては、その利用者と被利用者の公平性やサービスの持続性確保の観点から、管理運営に係るコストの一部はサービスを利用する方からの使用料や手数料で賄うことが大原則でございます。

一方で、市の施設や行政サービスに関するコストにつきましては、利用者数の推移、物価の変動、税制改正等により変動することから、使用料等の金額については、こうした状況を踏まえて定期的に検討し、見直しを図る必要があると考えております。

しかしながら、本市が取り扱う使用料等の多くは、長年、見直しが行われていない状況が続いておりました。さらに、全国消費者物価指数がこの10年間で11.1%上昇するなど、現行の料金が適正な水準と大きく乖離している可能性が生じているということがございます。

このようなことを踏まえまして、使用料の見直しは行政サービスを継続して安定的に提供していくために必要であり、課題を先送りせず、適正化に取り組む姿勢の下、このたび、市民や有識者で構成する宇部市行財政改善委員会にも意見をしっかりお聴きし、あるいは市議会の全員協議会の中の意見も踏まえ、使用料の検証、見直しを行った結果、今回、議案を提出させていただいたところでございます。

ふれあいセンターについては、平成31年度に有料化をしたのですが、その後、改定を行っておりません。コロナ禍とか、いろいろな状況がございました。しかしながら、今、御説明したような背景があって、このたび改正をさせていただきたいということで、今回、議案を提出しております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ありがとうございます。ちょっと急なお願いだったのですが、どうしても、大事なところがあるので、もう1つ説明をお願いしたいのですが、今の背景があって、全体として、見直しにおいて上限が挙げられているので、そちらについてお願いします。

執行部 本市の使用料につきましては、宇部市公共施設使用料の基準を、平成26年10月に策定しております。このときに、使用料をどういうふうに算定するかということがこの中で示されており、さらに激変緩和というものを設定しております。

使用料の見直しは市民生活に直結しており、急激な負担の増加は施設利用の低下等により公共施設の有効活用を阻害するおそれがあるとともに、施設の収支バランスを悪化させるおそれがあ

ります。このため、激変緩和措置として、使用料の見直しをおおむね1.2倍の範囲とし、次期検証に向けて利用状況等を十分に注視することとするというふうに定めておりますので、これに従いまして、このたび改正の額についても提案をさせていただいております。

委員長（城美 暁 君） ありがとうございました。

そういった経緯がありまして、私たちが聞いているのは、あくまで今回の見直しによって適切な水準。適切な水準というのは、各個別の公共施設を見ていったときに、この金額が妥当だろうというところまで全部が上がっているわけではない。ただ今後、定期的な見直しというものを踏まえてというか、考えていく中で、今回は上限まで上げている施設もあるし、そうでない施設もあるというところなのですね。

そういった経緯や考え方を皆さんに御理解をしていただいた上で、議案の審査をお願いしたい。というのが、この後、幾つか見直しの議案が出てきますので、お話をさせていただきました。

その上で、市民活動課長に確認なのですが、今回、このふれあいセンターの見直しは上限の20%まで行っているのですか。

執行部 上限の20%まででの頭打ちといいますか、そこで打ち切った形になっております。

委員長（城美 暁 君） それで、適正な基準まで上がっているのですか。

執行部 本来の算定コストに基づいた計算によれば、約30%の金額が適正であるというふうな算定になっております。

ただし、その激変緩和措置によって20%までということで、今回の改定額となっております。

委員長（城美 暁 君） 分かりました。すみません、私がちょっといろいろ聞かせていただいたのですが、以上の情報をもって議案の審査をお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） ちなみに、参考に、この2割アップをした場合に現行の使用料の総額と2割アップしたとき、どれだけの増収につながるか教えてください。

執行部 令和7年度の収入使用料の見込みは約1,500万円程度となっております。2割のアップということになりますと300万円の増収ということになりますけれども、令和8年度におきましては令和8年10月からの施行ということになりますので、半分、1割分の増額での予算計上ということになっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第 26 号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市民環境部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員長（城美 暁 君） それでは次に、議案第 24 号宇部市体育施設条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。観光スポーツ文化部です。

それでは、議案第 24 号宇部市体育施設条例中一部改正の件につきまして、御説明いたします。

これは、受益者負担の適正化を図るため、体育施設 15 施設の利用料金を見直すものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

執行部 それでは、御説明させていただきます。議案集は 21 ページから 32 ページとなります。

本件につきましては、受益者負担の適正化を図るため、体育施設の利用料金の見直しを行うもので、見直し率は宇部市公共施設使用料の基準に基づき算出しています。

お手元にお配りしております資料の改定施設一覧を御覧ください。

料金改定の対象となる施設は、宇部市俵田翁記念体育館ほか 14 施設で、利用料金の改定案は、一律現行の額の 20% 増としています。これは、激変緩和措置として、見直しはおおむね 1.2 倍の範囲になることによるものです。

なお、増額の対象は、施設の利用料金のみで、備品や附属設備の利用料金は対象外としております。

参考として、算出の結果、利用料改定の対象とならなかった 3 施設を資料下部に記載しております。

各施設の詳細な利用料金は、議案集 27 ページから 32 ページの新旧対照表を御覧ください。上の段が現行の利用料金の額、下の段が改定案の額になります。

施行日は、令和 8 年 10 月 1 日からとなります。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 資料をいただいた中で、改定を行わない施設で、武道館と中央公園テニスコートということですが、その理由を教えてください。

執行部 このたび、市の基準に基づいて利用料金を算出した結果、現行の利用料金が既に適正な水準にあると判断された施設になります。そのため、この3施設についてはこのたび利用料金の変更は行っておりません。

委 員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） 重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） 今の件ですが、もともと適正な水準であったというのは、その途中経過が違うのか、もともとの設定の中で何か理由があったのですか。同じ公共施設であって、経費とかが同じように上がってきたりするわけですから、その辺の元の違いの部分、そこが分かれば。

委員長（城美 暁 君） 今の答弁だと、もともと高かったという説明になってしまいます。なぜ高かったのかという、見直しをする前に適正な基準に既にあったのかということを重枝委員は聞かれているのですが。

執行部 このたび、見直しの算定につきましては、施設のコストと利用料収入、見込みの利用率等によって算定をするようになっております。

その中で、例えば中央公園テニスコートなどは利用料の収入が多く入ってきていたということもございますので、それを賄うコスト、それに見合うコストということでの比較算定という形になってきますので、その辺でこのたび利用料の見直しが必要ない、適正な数字にあったというところで判断しています。

委員長（城美 暁 君） 中央公園テニスコートは分かるのですが、武道館はそんなに利用率が高いのですか。お願いします。

執行部 武道館、またアーチェリー場ですが、これにつきましては、利用料金の設定方法が面を貸すというのではなく、例えばプール使用のように1名ずつでの一人の入場料という形で算定します。その中で、利用人数が多ければ、その額が多く見込めるという算定になりますので、その辺で、算定の方法が面貸しとは少し違うようになっております。

委員長（城美 暁 君） 算定方法の違いと、利用者数の違いというところがあって、現在においても適正な金額になっているということですね。

執行部 そうことです。

委員長（城美 暁 君） 関連ですか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 武道館も、一人一人から利用料金を頂くことは、剣道の大会であれば出た人みんなにもらっているということになるのですか。

執行部 利用の方法ですが、大会などを行うときは専用利用ということになりますので、そのときには全体をお貸しするという料金になります。

委員長（城美 暁 君） 今の質問の関連はございますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今、15施設の利用料金を20%上げるということの説明を受けたのですが、上げない施設もあるということになると、逆に言うと20%上げて、利用率が減ったときには、これは次のときにまた考えて率を下げるとか、何かそういう対応を取るという理解でいいですか。

執行部 今、利用料金については5年に1度程度見直すというような方針も出ております。その中で、その間の利用料、利用人数、利用料の収入等をまた勘案しながら検討することになっているかと思います。

委員長（城美 暁 君） 先ほど、市民環境部のところでも説明をいただいたのですが、これまで利用料の見直しというのが定期的にできていなかったと、特にかなり期間が空いていたというのがありまして、今回、適切な期間、スパンでもって、定期的に見直しをしていくということも踏まえて、全庁的に公共施設の使用料・利用料の見直しをやっていこうということです。今回は、その第一弾ということですので、今のような前提条件が変わってきたときに、次は定期的な見直しによってそこが訂正されるということが前提だということだと思います。

委員長（城美 暁 君） 青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 今の笠井委員のお尋ねは、利用料金を上げた結果として総額が減ったときにはやはり元に戻すことをされるのかどうかということだと思います。

だから、利用料金を上げたから、必ずその収入が増えるかどうかというのは増えるわけではない可能性もあると言われて、では減った場合、元の利用料金に戻すことで利用率が上がれば金額が増えるのではないかという話をされている。

利用料金を上げることで必ず収入が増えるわけではないでしょうと、利用料金を上げて結果として総額が減ったら、また利用料金を元に戻すのですかというお尋ねだと思います。

執行部 利用料金が上がったことによって利用率が減ることになって、さらに、それに合わせて利用料収入が減ってくるというようなことが想定されるのではないかとこのところだと思いますが、そうなってくると、今度は今の料金ではコストを賄えないということになってしまいますので、利用料金が上がってくるという算定結果になってくるのではないかと考えます。

委員長（城美 暁 君） だから、施設の維持を目的として、そこを基準にして利用料を考えていく。ただ一つ、考えていく上で利用者数というのはあるけれども、あくまで維持というものを目的とした利用料金の見直しなので、利用者が減ってしまうのであれば、その分、結局はコ

ストに跳ね返ってくるので、利用料は上がってってしまうということですよね。ですから、逆説的に言えば、利用者数がそれで減ったからといって、では利用料金を下げますよというふうにはならない。そういう解釈だと思います。

利用者を増やすという観点で見直しをするのであれば、それはただに近づけたほうがいい。そうではなくて、あくまで施設を適正に管理していくという視点で、財源を確保するという意味で、受益者負担という意味で利用料を見直すということなので、利用者が減るのであれば当然、そこは利用料に跳ね返ってくるという考え方ということです。

ほかにありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 私たちがアンケートを取ったところ、体育施設には冷房がない施設が多くて、利用料を上げるのだったら、それを何とかしてほしいというような意見が結構多かったのですが、ここの中で、冷房が効いているところはどれだけあるのか。そして、今後、その改修というか修繕というか、冷房をつけるとか、そういう計画があるのかお尋ねします。

委員長（城美 暁 君） 使用料を見直すことによって、そういった設備の充実ということも考えているのかということですね。

執行部 体育施設の中で、今現在、施設全館の冷房がある施設というのが俵田翁記念体育館と武道館になります。

あとは、アリーナ部分等については冷房等はないという状況になっています。

このたび、利用料金の改定によって得られた収入等につきましては、また指定管理者等とも協議しながら、どういったことに使っていくかというところは協議していくことになるかと思います。その中で、体育施設全体の整備方針等を検討しながら進めていきたいというふうに今、考えているところです。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 確認なのですが、恩田運動公園の部分については、陸上競技場だけですか。今、新しくできた野球場の人工芝の部分とか、あるいはサッカー、フットサルですか、そのところは今、全然値上げしないということですか。

執行部 恩田運動公園の5施設、野球場、多目的グラウンド、にぎわい交流施設、屋根付グラウンド、都市型スポーツ広場等については、リニューアルに伴い、令和6年から令和7年に既に利用料金をその当時設定しており見直しをしていたために、今回からは除外しているという状況です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 聞き漏らしたかもしれませんが、今の料金改定をされる15施設の適正な基準というのを、一番高いところと一番低いところでそれぞれ教えていただけますか。

執行部 このたび改定した施設なのですが、算定の結果、東岐波体育広場が 1,315.5%という結果が出ております。

改定した中では、弓道場が 144.8%ということで、この間に 140%から 1,300%の範囲内で算定の結果が出ております。

副委員長（青谷 和彦 君） 1,315%というと、130倍の料金を取らないということなのですね。そこについても、先ほどお話があったように、5年間はそのまま推移をするということで、やはり一度の値上げ率には 20%が上限なので、では 130%ということは 50年、60年かかるという感じですね。ちょっと疑問符がつきますが、以上で終わります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第 24 号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第 25 号宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 25 号宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、宇部市渡辺翁記念会館の利用料等に係る規定の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

執行部 それでは、文化振興課から議案第 25 号宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件につきて、説明をさせていただきます。

議案集は、33 ページから 38 ページまでとなります。

それでは、議案集 36 ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、別表第 1 の 1。これは、大集会堂の利用において、入場料、会費等を徴収するものになりますが、上の段が現行の利用料金の額、下の段が改正案の額になります。受益者負担の適正化

を図るとともに、激変緩和措置をし、改正案は一律現行の額の20%増としております。

次に、議案集37ページ中ほどの別表第1の2。これは、大集会堂の利用において、入場料、会費等を徴収しないものになりますが、同じく上の段が現行の利用料金の額、下の段が改正案の額になります。こちらも同様に、改正案は一律現行の額の20%増としております。

続きまして、議案集38ページを御覧ください。その他所要の整備として、別表第1の備考の部分になりますが、利用時間の超過等の算出方法について変更をしております。

また、別表第2の附属設備の照明設備について、項目の変更をしております。

施行期日は、令和8年10月1日です。

説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。重枝委員。

委 員（重枝 尚治 君） ここ何年かの利用状況というのはどうなのですか。横ばいか。登録団体とか、ある程度、固定メンバーで使うケースが多いと思うのですけれども。それと、指定管理者の創意工夫によってプラスという部分もあると思いますが、何年かの状況ですね。増えているということはないのですか。

執行部 それは利用される施設の貸出しの状況をお答えすればよろしいでしょうか。

委 員（重枝 尚治 君） はい。

執行部 まず、渡辺翁記念会館のホールの利用日数で御説明を申し上げますと、令和6年度が111日、令和5年度が98日、令和4年度が103日という形で推移しております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第25号宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員長（城美 暁 君） それでは次に、議案第２７号宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第２７号宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、持続可能な施設運営に向けて、公共施設使用料の基準に基づき、施設使用料の引上げを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

執行部 地域福祉課です。それでは、詳細につきまして、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、改正の概要につきましては、宇部市福祉ふれあいセンターについて、受益者負担の適正化を図るために施設の使用料を見直すものです。

次に改正内容につきましては、条例中の別表に定める施設の使用料について、改正前の額から２０％増額するものです。

なお、金額の詳細につきましては、別紙（参考）の新旧対照表のとおりとなっております。

また、条例改正の施行期日につきましては、令和８年１０月１日としております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしく願い申し上げます。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 先ほども確認したのですが、適正な基準ですね。当然、その２０％が適正な基準に達しないのでということで、そこで切られたと思うのですが、実際の適正な基準、水準について教えてくださいませんか。

執行部 今回の福祉ふれあいセンターの使用料の見直しにつきまして、市で統一的に定めました算定式に基づいて計算した結果であれば、現行の１８０％増額という結果になっております。

以上でございます。

副委員長（青谷 和彦 君） 当然、維持費というのは、使用料掛ける使用機会、使用人数だろうと思うのですが、当然使用料を上げててもまだまだ当然足りないということで、使用機会を増やす、使用される方を増やすということは何か考えていらっしゃると思うのですが、具体

的にお聞かせください。

執行部 お答えいたします。

使用機会の増加ということで、まず福祉ふれあいセンターの場合には、やはり福祉団体の皆様が御利用される機会が多いということでありまして、まず、できるだけ空き時間、空き部屋ができないような形で、前もって御要望を早めに聞きながら、その辺の利用調整を図るとか、重複をまず解消するというのと併せまして、これからまだまだ福祉団体だけではなく様々な活動をされる団体の方にもできるだけ御利用いただくということで、これからお声かけをしていくという努力はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（青谷 和彦 君） 今の2点だけで、いわゆる180%、そこまでとんとんという言い方はおかしいかもしれませんが、新たな努力というのが必要だろうと思うのですが、今のは現状やっつけらっしゃることを具体的に述べられただけなので、新たに何か新しい仕組みだとか、方法を考えていかないと、なかなかその負担というのが解消できないと思うのですが、その辺りについて何かお考えはありますか。

委員長（城美 暁 君） 今なかったですよ。要望でいいですよ。今のお答えに対して、新たにまだ必要だと思うということですよ。何かありますか。あえてそこでさらに答えられることがありますか。

執行部 利用団体の増加だけにとどまらず、福祉ふれあいセンターの場合には、現在、空調の使用料等を頂いていないという現状がございます。

これは市の公共施設によりまして、徴収している施設、していない施設があろうかと思えます。

今回の見直しでは、空調使用料は新規に徴収するということはいたしませんでしたが、次回、今後の見直しに向けまして、徴収するのが適切か否かも含めて考えていきたいと思っております。

副委員長（青谷 和彦 君） ありがとうございます。やはり、その大きな大前提として受益者負担がということが大きなテーマだろうと思っておりますので、引き続きしっかり努力をしていただきたいと思えます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 福祉ふれあいセンターは、昨年度で隣の総合福祉会館が使いなくなって、今年度から福祉ふれあいセンターという名前になったと思うのですが、もともと2つあったところが1つになったということで利用状況が増えたかなと思うのですが、その辺が分かれば教えてください。

執行部 総合福祉会館が稼働しておりましたのが令和6年度末まで、令和7年度からは福祉ふれあいセンターのみになったということで、令和6年度と令和7年度の状況で御報告させていた

だきますと、まず、令和6年度中の福祉ふれあいセンターの稼働率が約49%でございました。それに対して、まだ年度途中でございますけれども令和7年度は約59.7%、60%ということで、11%程度利用率が伸びているという状況でございます。

委員（松岡 伸一 君） それを踏まえての180%が適正ということでしょうか。

執行部 今回の先ほど説明しました180%につきましては、令和6年度の利用状況がベースにはなっております。その辺で利用率が確かに伸びているということもございますので、令和7年度の状況で計算すれば、もう少し下がるかもしれませんが、今はそういう状況でございます。

以上です。

委員（松岡 伸一 君） 分かりました。いずれにしても5年後、今回の次の改正のときは、また新しいというか、状況が変わっての改正になると思うので、少し下がるかもしれないということだと思います。

先ほどから話し合っていると、やはり施設の充実というのは絶対必要だと思いますので、そこも踏まえてぜひお願いしたいと思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 福祉団体からはお金を取っていないのではないかなと思うのですが、その福祉団体とそうではない方の割合というのは、大体どのぐらいの割合なのかお尋ねいたします。

執行部 申し訳ございません。ただいまの御質問で、福祉団体の利用が全体のどれぐらいの割合かというのは、ちょっと今、手元には持っていないのですが、参考までに御説明いたしますと、現在、福祉ふれあいセンターで、事前に登録いただいた利用料の免除の対象となります団体は、現在、50団体でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 以前、ふれあいセンターの有料化のときには、たしかそういった資料が出たのですが、もともと公共施設の位置づけによって、例えば今、福祉施設だからという話もありましたけれども、例えばサービスの施設とか、その施設の位置づけ、分類によって、その受益者負担の考え方が違いますよね。

ちょっと参考までにさっきも体育館と武道館の違いとかいろいろ出たのですが、例えば武道館は競技の専用施設です。体育館は、多目的に使う施設で幅広い人が利用できる。そういう分類もある。あるいは、今言ったように、サービスの施設なのか、その福祉的な施設なのかによって、もともとの大分類が違います。それを踏まえて、この福祉施設のことを少し説明していただければ。

執行部 まず、福祉ふれあいセンターの設置目的ということで、宇部市福祉ふれあいセンター

条例の第1条を御紹介させていただきますけれども、福祉ふれあいセンターの設置目的は、「市民の福祉の増進と生活の向上を図るため」というふうに位置づけております。

また、宇部市福祉ふれあいセンター条例第7条第2項では、使用料の免除について規定しておりますけれども、その中の第2号というところで、「市内に所在する団体が市民の福祉の増進と生活の向上に貢献する活動のために使用するとき」は、減免の対象になるというふうに、条例上は規定しております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第27号宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第45号宇部市介護保険条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第45号宇部市介護保険条例中一部改正の件です。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に合わせ、令和8年度における第1号被保険者の介護保険料の保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法及び基準の特例を定めるため、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほど、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、お手元の資料に沿って御説明いたします。

初めに、第1点、改正の趣旨についてですが、これは介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは、第2点、概要について御説明いたします。

このたび、令和7年度税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。

介護保険における第1号被保険者の保険料を算定する所得段階は、合計所得金額等や個人住民税課税の有無を基準としているため、今回の給与所得控除の見直しにより一部の被保険者の所得段階の移動が生じ、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中の保険料収入が減少する可能性があります。

保険料収入不足により、介護保険事業運営に支障が出る事態を避ける観点から、今回の給与所得控除見直しの影響を遮断するため、国において、介護保険法施行令の規定において、所要の改正が行われたことに伴い、宇部市介護保険条例においても一部改正を行うものです。

次に、第3点、改正の内容についてです。

令和8年度の第1号被保険者の保険料の所得段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により所得段階が変わりうる第1号被保険者については、税制改正前と同様の判定となるよう、保険料の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに個人住民税世帯非課税者及び個人住民税が課されていない者の基準の特例を設けるものです。

なお、今回の改正は、先ほども申しましたように、令和6年度から令和8年度までの第9期宇部市高齢者福祉計画期間における一時的な保険料収入不足を防ぐという趣旨で行われるものであるため、令和8年度の介護保険料の算定のみに限り適用します。

最後に、第4点、施行日についてですが、令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明を終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第45号宇部市介護保険条例中一部改正の件について、賛成の方は挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 続いて、議案第46号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第46号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件になります。

今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に合わせ、子ども・子育て支援納付金の賦課等に係る所要の整備を行うものです。

詳細は、担当課長に説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

執行部 それでは、お手元の資料に沿って御説明をいたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

初めに、第1点、改正の趣旨についてですが、これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは、第2点、改正内容について御説明をいたします。

1つ目の子ども・子育て支援納付金の導入に伴う整備です。

令和8年度から各医療保険者は、医療保険料などと合わせて子ども・子育て支援納付金を被保険者から徴収し、国に納付する義務を負うこととなりました。

ついては、国民健康保険者である本市においても子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課総額、賦課額、所得割額の算定、賦課額の保険料率、賦課限度額及び保険料の軽減に係る規定を新設するものです。

なお、18歳未満、具体的には、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、つまり、高校生年代までの被保険者については、子ども・子育て支援納付金の被保険者均等割額を全額軽減することとしております。

続きまして、2つ目、保険料の賦課限度額の引上げについてです。

令和8年度から、国民健康保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に加えて、子ども・子育て支援納付金賦課額の4つの額の合計となります。

このうち、このたびの政令改正の内容に従い、基礎賦課額の限度額を66万円から67万円に1万円引き上げ、子ども・子育て支援の納付金賦課額の限度額を新たに3万円にしようとするものです。

なお、基礎賦課額とは、国民健康保険の被保険者の医療費に充てるための賦課額のことです。

賦課限度額が引き上げられるということは、より高所得者に負担を求めようとすることを意味しています。

参考として、令和2年度以降の賦課限度額の推移を記載しております。

次に、資料の２ページ目を御覧ください。

３つ目ですが、５割軽減及び２割軽減に係る保険料軽減判定所得基準額の引上げについてです。

国民健康保険料については、所得の少ない方に対する保険料軽減措置として被保険者均等割額及び平等割額の７割、５割、または２割を軽減する制度があります。

このうち、このたび政令改正の内容に従い、５割軽減及び２割軽減について、より軽減に該当しやすくなるよう、基準額を引き上げるものです。

なお、軽減により減額された保険料については公費、具体的には、県４分の３、市４分の１の割合で補填されます。

また、４つ目、引用条文の条項ずれ、字句の修正の所要の整備も併せて行っております。

続きまして、第３点、施行日についてですが、いずれの改正も令和８年４月１日としております。

最後に、第４点、経過措置についてですが、改正後の規定は、令和８年度分の保険料から適用し、令和７年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

御説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 高くなってく方がいらっしゃることなのですが、こういう子供支援ということは、今、子供のために、子供は無償化ということで進んでおりますけれども、高齢者の方にそれを負担していただくというふうな理解でよろしいのでしょうか。

執行部 委員のおっしゃるとおりです。本制度は、全世代、全経済主体が社会全体で子供や子育て世帯を支え合うという制度でございます。

委 員（三好 保雄 君） 今は、ちょっと私もよく理解していない部分があるのですが、いろいろ市民の方の御意見を伺うと、子供に医療費がどんどんかかってしまうので、子供が安易に病院にかかる……。普通だったらかからなくて、今までだったら寝ていればいい、治るまで待つということを助長してしまうこと、また支援していくことにはなっていないか。どんなものを食べさせるとか、その日常の生活をしっかり考えていくという方向にっていないのではないか、逆行するのではないかという市民の方の御意見もあるのですが、その辺はいかがでしょうか。ちょっと説明を求められたりするとしたら、答えてあげないといけないのでお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 今の質問は分かりましたか。ちょっと私は分からなかったのですが、今この議案と、何か医療費と何の関係があるのですか。もう一度、お願いします。

委 員（三好 保雄 君） とにかく市民の方が子供のために上げていくと、高齢者の方は普

通の一般の方からも取っていくのだけれども、子供の医療にお金を出すということをやはり、どんどん無駄な、余分な医療を助長してしまうのではないかという意見があると。それに対して、今回こう上げるということになると、その辺りを説明してというふうなことがおっしゃるので、ちょっとこういうことをここで聞いたらいけないか分からないのですけれども。

委員長（城美 暁 君） 使途は子供の医療に限定しているのですか。限定していませんよね。

執行部 子ども・子育て支援金の件でよろしいですか。

委員（三好 保雄 君） はい。そうです。

執行部 子ども・子育て支援金につきましては、児童手当の拡充等で、少子化対策のための財源となっておりますので、使途は特定財源として限られております。

委員（三好 保雄 君） 分かりました。ありがとうございました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 子ども・子育て支援金は、財源は国が確保するのが当たり前のことであって、それを国民に負担を強いるというのが、その一例だと思いますので、私は、国民に負担を強いるのではなく、国がきちんと財源を確保して、子育て支援をきちんと充実させていくというのが当たり前だと思いますので、この議案には反対です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 私も五十嵐委員と同じように、やはり国がやっていくべきで、市民に財源負担をとすることは、ちょっと違うのではないかなというふうに思います。

委員長（城美 暁 君） なので、賛成ですか、反対ですか。

委員（三好 保雄 君） 反対です。

委員長（城美 暁 君） 反対だということですね。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第46号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(8) (仮称) 宇部市受動喫煙防止に関する条例 (案) について、執行部から報告があった。

(9) 宇部市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) について、執行部から報告があった。

委員長 (城美 暁 君) 皆さん、すみません。子ども未来部まで済ませてからお昼休憩に入りたいと思います。状況を見ながら判断しますが、12時ちょっと過ぎるかもしれませんが御了承いただきたいと思います。

それでは次に、議案第28号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、こども未来部です。議案第28号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 それでは、議案集では45ページからになりますが、事前にお配りしています説明資料で説明させていただきます。

それでは、説明資料を御覧ください。

1、目的について。本条例については、国が定める基準である内閣府令に基づいて、令和7年9月定例会において条例を御審議いただき制定をしていましたが、このたび内閣府令の一部改正に伴い、市条例を改正するものになります。

2の改正内容について、まず一つ目ですけれども、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度については、令和8年4月から全ての自治体で実施することになります。なお、実施に当たりまして、幼稚園や保育所等で行う通常教育、保育の確保提供が困難な離島などについては、こども誰でも通園制度が円滑に実施できるよう条例で規定する整備の基準や職員の規定は適用しないというものになります。

(2) その他の改正になりますけれども、内閣府令に合わせて用語の変更を行うものになります。主には事業者を事業所に改めるなど、所要の整備を進めることになります。

(3) の施行日は、令和8年4月1日です。

以上で、御説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いします。

委員長 (城美 暁 君) 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） この特定地域型保育の確保が困難である離島その他の地域とあるのですけれども、宇部市に離島はないので、これに関連するようなそういう地域というのはどこのことでしょうか。

執行部 宇部市においては離島とか僻地というものはございませんけれども、災害時の際、例えば避難所開設で、そこで保育を行うとか、緊急的な保育ニーズが発生するような場合に適用の可能性があるので、今回制定をするものになります。

委 員（五十嵐 仁美 君） では、今運営されている保育所、例えば保育園や幼稚園は、今のところはそういう対象になるようなのは存在していないということですか。

執行部 あくまでも災害の際に適用が想定されるということになります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第 28 号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 続いて、議案第 29 号宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第 29 号宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

執行部 議案集では 51 ページからになりますが、これも事前にお配りしています説明資料で、説明をさせていただきます。

まず、1の目的です。子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定するものです。

具体的に説明しますと、現在は市条例で定めておりますが、小規模保育事業所等、市が認可を行う事業所が遵守すべき運営基準について、同様に、特定乳児等通園支援事業者にも準用するものになります。準用にあたり、本条例において、当事業者が従事すべき運営基準を定めるものになります。

2の概要について、1、条例制定の経緯ですが、乳児等通園支援事業者には児童福祉法に基づく認可基準——この認可基準については、令和7年9月定例会で制定したものになりますが、それを満たすことが求められるとともに、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められています。

この運営に関する基準については、国が定める基準、またはこれを参酌して条例で定めるとされています。今回の本条例については、国の基準府令、内閣府令に準じて主に定めておりますが、一部参酌をして、第2条の第6項、暴力団排除に関する規定については、本市独自の規定として定めたものになります。

2の条例の主な内容についてですが、（1）利用定員に関することや、（2）利用者との面談に関することなどを記載しております。

3の施行日ですが、令和8年4月1日となっております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） これは、こども誰でも通園制度に関わる条例だと思います。認可外保育施設でも実施可能となっておりますけれども、指導監督基準を満たしていない施設でも、この制度の施設運営基準が満たされれば実施できるということですか。

執行部 本条例に定めている基準に基づいて、市が現地に行ったりして確認をします。それが満たされていて初めて、事業が実施できるものになります。

委 員（五十嵐 仁美 君） だから、その辺を確認して、きちんと基準に満たされているかどうかというのは、市が調べるということですね。

執行部 その確認する基準を今回の条例で定めたものになっています。

委 員（五十嵐 仁美 君） だからそれが、その指導監督基準ですね。国が定めている。

執行部 内閣府令に基づいて、人員基準とか、そういったものを定めている、あくまでも認可の基準になります。監査も当然そういった指標というか、そういったものに基づいて監査される

ものと考えています。

委員（五十嵐 仁美 君） 保育士の負担がやはり大きくなると思うのですが、全員資格を持った保育士を配置するべきだと思うのですけれども、そのあたりというのはどういうふうな考えで行われるのですか。

執行部 今、基本的には条例に定めている人員基準に基づいて人員配置をするものだと考えています。

委員（五十嵐 仁美 君） 保育士の資格を持っているということですね。

執行部 もちろん保育士資格、有資格者の配置になると思います。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今、通常の保育所でも保育士がすごく少ないと言われているのですけれども、現実、やはり実施していく上で保育士は確保できるとお考えですか。

執行部 確かに保育士の人材不足というのはあるとは思いますが、これから実施される事業者が余裕活用型といって、今の利用定員、今の保育の提供の中でできる体制で事業展開されていますので、今の体制の中であくまでも実施されるものになっています。

委員（三好 保雄 君） 分かりました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第29号宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第40号工事請負契約締結の件（恩田学童保育クラブ施設新築（建築主体）工事）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第40号工事請負契約締結の件（恩田学童クラブ施設新築（建築主体）

工事)について、御報告をいたします。詳細につきましては、担当課長から報告をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

執行部 議案集の129ページを御覧ください。

まず、新築理由は、恩田学童保育クラブの利用者数が増加し、所有面積が不足していることから、新築することにより、安心安全な保育環境を整備するものです。

概要は、工事名は、恩田学童保育クラブ施設新築(建築主体)工事。

工事場所は、宇部市笹山町一丁目4番1号。これは恩田小学校の敷地内になります。

請負金額が、2億2,766万7,000円。

工事の概要が、鉄骨造2階建て、延べ面積が499.69平方メートルになります。

契約の相手方は、宇部工業株式会社です。

次に、130ページの議案第40号参考図を御覧ください。

こちらは、配置図になります。斜線で示した部分が、このたび対象となる施設で、恩田小学校敷地内に建設するものです。建設現場では、本年度見つかった炭鉱の古洞の地盤補強工事も終わり、本市議会で議決をいただいた後には、建築主体工事に着手し、2027年、令和9年の3月に完成する予定です。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長(城美 暁 君) 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。重枝委員。

委 員(重枝 尚治 君) 新築で、対応人数というのはどれぐらいになるのですか。定員があるのですか。

執行部 新しい学童保育施設では、収容が大体200人くらいを予定しています。

現在の定員に対して、定数が226人に対して264人、これが令和7年4月1日時点の数字になりますけれども、オーバーしている格好になります。なので、基本的には、児童数が少なくなっていることを見越して、最終的にはこの施設で収容できるように考えております。

委員長(城美 暁 君) ほかにありますか。三好委員。

委 員(三好 保雄 君) 今、恩田小学校などでは、幾つかの教室を使われていて、私も恩田小学校にいたので分かるのですが、新しくできた施設に全部移動して、その中だけでやるという形になるのですか。

執行部 各児童数に対しての設置基準とかありますので、当然、それを超えては収容できないから、その基準を満たした範囲で収容して、そこにまだ余剰が出るものについては、現在の空き教室とか、民間事業者とかといったところを使っていくような見込みにはなると思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） すみません、3点ほどお尋ねします。

今、建物の外壁と屋根の仕上げ並びに敷地境界線に工作フェンス等工作物を設置されるのか。その3点について教えてください。

執行部 工作物というのは……。

副委員長（青谷 和彦 君） 例えば敷地境界フェンスとかそういうものを設置されるのか、それとも何もしませんか。そこは確認ですが。

執行部 安全に配慮する上で当然そういったフェンスなどを設置する予定にはしています。

副委員長（青谷 和彦 君） 最初の質問、屋根と外壁の仕上げについて。不明なら、また後でよろしいです。

執行部 申し訳ございません。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第40号工事請負契約締結の件（恩田学童保育クラブ施設新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。

それでは12時過ぎましたので、休憩に入ります。

再開は午後1時からとします。

————— 午後零時4分休憩 —————

————— 午後零時59分再開 —————

（13）宇部市学校施設長寿命化計画改定（案）について、執行部から報告があった。

（14）宇部市業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、執行部から報告があった。

委員長（城美 暁 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

以上で、文教民生委員会を散会します。

————— 午後 1 時 5 4 分散会 —————

令和 8 年 3 月 1 0 日

文教民生委員会委員長 城 美 暁